

特定建設作業に伴う騒音の規制基準の地域区分

平成27年5月20日

文京区告示第47号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）別表第1号に規定する区長が指定する区域は、次のとおりとする。

平成15年文京区告示第167号により指定した地域のうち次に掲げる区域

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- 2 1に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
 - エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

付 則（平成27年5月20日告示第47号）

この告示は、平成27年5月20日から施行する。